

公益社団法人 青森県獣医師会会長理事 殿

青森県農林水産部畜産課長
(公 印 省 略)

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び同指針に基づく発生予防及びまん延
防止措置の実施に当たっての留意事項について

このことについて、令和3年10月1日付けで全部改正されたのでお知らせします。

記

1 通知の概要

(1) 一部改正された特定家畜伝染病防疫指針

- ア 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針
- イ 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針
- ウ アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針
- エ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝
特定家畜伝染病防疫指針

(2) 本通知により改正された指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当た っての留意事項

- ア 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項について
- イ 豚熱豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措
置の実施に当たっての留意事項について
- ウ アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防
止措置の実施に当たっての留意事項について
- エ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝
特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっ
ての留意事項について

担当：青森県農林水産部畜産課
衛生・安全G 太田
TEL 017-734-9498
017-722-1111(4819)
FAX 017-734-8144